

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		建築物の仮使用の認定
根拠法令及び条項		建築基準法第7条の6第1項第2号
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざる得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため）
	参考事項	<p>解釈文書等</p> <p>「建築基準法の一部を改正する法律等の改正について」（昭和52年10月28日 住指発第770・771号）（昭和52年10月31日 住指発第778号）</p> <p>「工事中の建物の安全確保について」（昭和53年11月7日 住指発第805号）</p> <p>「仮使用承認制度の的確な運用について」（平成9年3月31日 住指発第169号）</p> <p>「建築基準法質疑応答集」（第一法規 平成元年）</p> <p>「工事中建物の仮使用手続きマニュアル」（財日本建築防災協会 平成10年）</p> <p>「工事中建物の仮使用認定手続きマニュアル」（財日本建築防災協会 平成27年）</p>
基準	設定等年月日	年 月 日設定（年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日
	設定等年月日	平成16年4月1日設定（年 月 日最終変更）